



佐賀県公報

平成16年
12月17日
(火曜日)
号外第2号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

条 例

- ◎唐津市、東松浦郡浜玉町、同郡厳木町、同郡相知町、同郡北波多村、同郡肥前町、同郡鎮西町及び同郡呼子町の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例 (五六・議 会) 一
- ◎佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例 (五七・ ") 一
- ◎佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例 (五八・ ") 二

公布された条例のあらまし

◎唐津市、東松浦郡浜玉町、同郡厳木町、同郡相知町、同郡北波多村、同郡肥前町、同郡鎮西町及び同郡呼子町の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例 (条例第五六号)

1 平成一七年一月一日に唐津市、東松浦郡浜玉町、同郡厳木町、同郡相知町、同郡北波多村、同郡肥前町、同郡鎮西町及び同郡呼子町を廃し、その区域をもって唐津市を設置することに伴う唐津市及び東松浦郡の区域に係る佐賀県議会議員の選挙区は、同日からその日に在任する佐賀県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。こととした。

2 この条例は、平成一七年一月一日から施行することとした。

◎佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例 (条例第五七号)

1 小城郡選挙区を小城市選挙区に改めることとした。(第二条関係)

2 この条例は、平成一七年三月一日から施行することとした。

◎佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例 (条例第五八号)

1 産業委員会の所管事項のうち、地方労働委員会に関するものを労働委員会に関するものに改めることとした。(第二条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成一七年一月一日から施行することとした。

○ 条 例

唐津市、東松浦郡浜玉町、同郡厳木町、同郡相知町、同郡北波多村、同郡肥前町、同郡鎮西町及び同郡呼子町の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第五十六号

唐津市、東松浦郡浜玉町、同郡厳木町、同郡相知町、同郡北波多村、同郡肥前町、同郡鎮西町及び同郡呼子町の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成十七年一月一日に唐津市、東松浦郡浜玉町、同郡厳木町、同郡相知町、同郡北波多村、同郡肥前町、同郡鎮西町及び同郡呼子町を廃し、その区域をもって唐津市を設置することに伴う唐津市及び東松浦郡の区域に係る佐賀県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例に関する法律 (昭和四十年法律第六号) 第十五条第一項の規定により、同日からその日に在任する佐賀県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附 則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第五十七号

佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数
に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条
例（昭和五十七年佐賀県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「鹿島市選挙区 一人」を「鹿島市選挙区 一人
に、
小城市選挙区 二人」

「三養基郡選挙区 三人
を「三養基郡選挙区 三人」に改める。

小城郡選挙区 二人」

附 則

この条例は、平成十七年三月一日から施行する。

参考資料

佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条
例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(各選挙区において選挙すべき議員 の数) 第二条 公職選挙法（昭和二十五年法 律第百号）第十五条第八項の規定に より、各選挙区において選挙すべき 佐賀県議会議員の数は、次のとおり とする。 佐賀市選挙区 八人 唐津市選挙区 四人 鳥栖市選挙区 三人 多久市選挙区 一人 伊万里市選挙区 三人	(各選挙区において選挙すべき議員 の数) 第二条 公職選挙法（昭和二十五年法 律第百号）第十五条第八項の規定に より、各選挙区において選挙すべき 佐賀県議会議員の数は、次のとおり とする。 佐賀市選挙区 八人 唐津市選挙区 四人 鳥栖市選挙区 三人 多久市選挙区 一人 伊万里市選挙区 三人

武雄市選挙区 二人	武雄市選挙区 二人
鹿島市選挙区 一人	鹿島市選挙区 一人
小城市選挙区 二人	佐賀郡選挙区 三人
佐賀郡選挙区 三人	神埼郡選挙区 二人
神埼郡選挙区 二人	三養基郡選挙区 三人
三養基郡選挙区 三人	小城郡選挙区 二人
東松浦郡選挙区 三人	東松浦郡選挙区 三人
西松浦郡選挙区 一人	西松浦郡選挙区 一人
杵島郡選挙区 三人	杵島郡選挙区 三人
藤津郡選挙区 二人	藤津郡選挙区 二人

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十六年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第五十八号

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

佐賀県議会委員会条例（昭和三十一年佐賀県条例第二十八号）の一部を次の
ように改正する。

第二条の表の産業委員会の項の所管事項の欄中「地方労働委員会」を「労働
委員会」に改める。

第十七条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

参考資料

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

(常任委員会の名称、委員定数及び所管)
第二条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。

名称	定数	所管事項
総務委員会	一〇	統括本部に関する事。経営支援本部に関する事。出納局に関する事。選挙管理委員会に関する事。人事委員会に関する事。公安委員会に関する事。監査委員に関する事。他の常任委員会に属しないこと。
文教厚生委員会	一一	教育委員会に関する事。くらし環境本部に関する事。健康福祉本部に関する事。農林水産商工本部に関する事。
産業委員会	一〇	東部工業用水道に関する事。労働委員会に関する事。海産物調整委員会に関する事。内水面漁場管理委員会に関する事。
県土整備委員会	一〇	県土づくり本部に関する事。収用委員会に関する事。

(説明の要求)

第十七条 委員会は、審査又は調査のため知事、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会及び監査委員その他法律に基づき委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは議長を経てしなければならない。

改正前

(常任委員会の名称、委員定数及び所管)
第二条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。

名称	定数	所管事項
総務委員会	一〇	統括本部に関する事。経営支援本部に関する事。出納局に関する事。選挙管理委員会に関する事。人事委員会に関する事。公安委員会に関する事。監査委員に関する事。他の常任委員会に属しないこと。
文教厚生委員会	一一	教育委員会に関する事。くらし環境本部に関する事。健康福祉本部に関する事。農林水産商工本部に関する事。
産業委員会	一〇	東部工業用水道に関する事。地方労働委員会に関する事。海産物調整委員会に関する事。内水面漁場管理委員会に関する事。
県土整備委員会	一〇	県土づくり本部に関する事。収用委員会に関する事。

(説明の要求)

第十七条 委員会は、審査又は調査のため知事、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、地方労働委員会の委員長及び監査委員その他法律に基づき委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは議長を経てなければならない。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十二月十七日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水火曜日
印刷所 西部印刷企画（株）